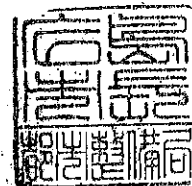


広島市指令指宅第201号
令和6年2月2日

協和鉱業株式会社
代表取締役 大野 辰彦 様

広島市長 松井 一實
(都市整備局指導部宅地開発指導課)



岩石採取計画認可通知書

令和6年1月31日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、次のとおり認可します。

- 1 認可する岩石の採取計画の内容
別添図書のとおり
(採取計画認可申請書、申請書類一式、他法令所管の意見回答及び対応)
- 2 認可の条件
認可の条件及び採取計画の認可を受けた後の一般的注意事項は別紙のとおり
- 3 採取の期間
令和6年2月11日から令和10年2月10日まで

(裁定の申請)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

なお、この処分に関する取消しの訴えは、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ提起することができます。